

会議の名称	総務委員会 協 議 会	開催月日・令和4年12月16日 開会時間・午前・午後 9時56分 閉会時間・午前・午後10時30分
出席者	南谷 清司 毛利 廣次 後藤 國弘 原 一郎 豊島 保夫 近藤 伸二	
欠席者		
オブザーバー	議長 南谷 佳寛	
傍聴者	藤川 貴雄 花村 隆	
説明のために 出席した者	石黒副市長 森教育長 國枝市長室長 青木危機管理担当部長 橋本総務部長 宮川企画部長 伊藤市民協働部長 堀市民部長 高橋生活環境部長 松原健福祉部長 横山子育て・健幸担当部長 加藤産業振興部長 奥田消防長 今井田教育委員会事務局長 吉村秘書広報課長 浅野危機管理課長 太田総務課長 福田総務課係長 浅井管財課長 入山庁舎管理担当課長 岩田職員課長 田中総合政策課長 林財務課長 伊藤市民協働部次長 牧野市民協働課長 横山市民協働課課長補佐 岩田生涯学習課長 大橋生涯学習課主幹 番凶書館長 箕浦スポーツ推進課長 柴田スポーツ推進課課長補佐 大野市民課長 佐藤保険年金課長 野村保険年金課主幹 渡邊生活安全課長 富田生活安全課課長補佐 木村福祉課長 伊藤高齢福祉課長 橋本保健センター所長 熊崎子育て健幸課長 國井子育て・健幸課主幹 八島子育て・健幸課課長補佐 河田商工観光課長 安田農政課長 山田農政課主幹 鈴木土木監理課長 小川土木監理課課長補佐 上坂都市計画課長 水野都市計画課主幹 坂消防総務課長 渕上消防総務課課長補佐 小川教育政策課長 南部学校教育課長 林西部幼稚園長 豊田北部学校給食センター所長	

協 議 事 項	1 付託案件の審査
	議第83号 令和4年度羽島市一般会計補正予算（第10号）
	議第62号 羽島市議会議員及び羽島市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について
	議第63号 羽島市議会議員及び羽島市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について
	議第64号 羽島市個人情報保護に関する法律施行条例について
	議第65号 羽島市個人情報保護審査会条例について
	議第66号 羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
	議第67号 羽島市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
	議第69号 羽島市足近コミュニティセンターの指定管理者の指定について
	議第70号 羽島市小熊コミュニティセンターの指定管理者の指定について
	議第71号 羽島市正木コミュニティセンターの指定管理者の指定について
	議第72号 羽島市竹鼻コミュニティセンターの指定管理者の指定について
	議第73号 羽島市竹鼻南コミュニティセンターの指定管理者の指定について
	議第74号 羽島市福寿コミュニティセンター及び羽島市福寿地域交流センターの指定管理者の指定について
	議第75号 羽島市江吉良コミュニティセンターの指定管理者の指定について
	議第76号 羽島市堀津コミュニティセンターの指定管理者の指定について
	議第77号 羽島市上中コミュニティセンターの指定管理者の指定について
	議第78号 羽島市下中コミュニティセンター及びはしまコミュニティセンターの指定管理者の指定について
	議第79号 羽島市桑原コミュニティセンターの指定管理者の指定について
	議第81号 財産の処分について

【開会=午前9時56分】

南谷清司委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。本委員会に付託されました議案については、お手元に配付した通りであります。既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。その前に委員長からお願いしておきます。委員及び執行部におかれましては、簡潔明瞭な質疑、答弁をお願いいたします。また、執行部におかれましては、発言する前に挙手、職名を発言の上、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

最初に「議第83号 令和4年度羽島市一般会計補正予算（第10号）」を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

原委員

追加議案書は7ページになります。議第83号 羽島市一般会計補正予算（第10号）についてお伺いいたします。債務負担行為補正で消防自動車購入事業7834万1000円についてお伺いいたします。債務負担行為補正にした理由の詳細についてお聞かせください。

消防総務課長

お答えいたします。消防署に配備しております令和5年度に更新予定の消防自動車に不具合が発生し、修理不能となったため早急に更新を行うものでございます。現在、消防自動車のシャシを供給している製造業者が国内で2社であることに加え、本年3月、最大手の製造業者がエンジン型式承認の取り消し処分を受け、生産を停止しております。また、排ガス規制の対応、世界的な半導体不足等を背景として、国内では消防車シャシの極端な供給不足となっております。消防自動車のシャシを確保するにあたり、早急に購入契約を行い、更新事務に着手する必要があるため、消防自動車購入事業について債務負担行為補正をお願いするものでございます。以上でございます。

原委員

それでは、消防自動車の配備体制の影響についてお聞かせください。

消防総務課長

お答えいたします。不具合が発生した消防自動車につきましては、非常用の消防自動車において業務を継続しており、災害対応に支障はございません。以上でございます。

原委員

続きまして、追加議案書は20ページになります。3款

子育て・健幸課長	<p>2項3目保育所等運営費の保育所整備事業240万円についてお尋ねいたします。通園バス置き去り対策としての安全装置補助とのことでありましたが、市内各保育所等の通園バスの保有台数についてお聞かせください。</p> <p>市内の保育園及び認定こども園の送迎バスの保有台数につきましては、令和4年11月現在で合計12台です。内訳としましては、保育園及び認定こども園11園中、2園が各2台ずつ保有、8園が各1台ずつ保有、1園が未保有の合計12台となっております。以上でございます。</p>
南谷清司委員長	<p>他にございますか。</p>
豊島委員	<p>それでは補正予算ですけど、議第83号の補正で、21ページ、生活保護関係ですけど、生活保護関係の19節の扶助費ですが、1584万円の増額と今回、補正になって上がっております。当初の見通しと比べて、現在の受給者世代数など、どのような状況になっておるのか、また、その増加の要因をどのように捉えておられるのかお伺いします。</p>
福祉課長	<p>お答えします。令和4年度当初予算では生活保護受給者世帯を250世帯、320人と見込んでいました。令和4年11月で282世帯、350人となっております、前年同月と比べ36世帯、47人の増加となっております。以上です。</p>
豊島委員	<p>最後のところで、要因がもしつかめたら、状況ですね、お答えいただければですが、つかめなければつかめないで結構ですが。</p>
福祉課長	<p>お答えします。生活保護受給世帯の増加要因としましては、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高の影響などによるものが考えられます。以上です。</p>
豊島委員	<p>扶助費の増額補正については、これまでも補正で上がってきた年度もあります。私はそのときも申し上げましたし、これからの特に社会情勢からして、当初予算でしっかりと計上すべきでないかと、予測がある程度つくつくと、次年度について、その方向となっているかだけ、お答えできればお答えをいただきたいと思います。</p>

福祉課長	お答えします。実態を鑑み、積算を進めています。以上です。
豊島委員	次に33ページ、9款5項1目の西部幼稚園費ですが、こちらで職員の人件費が475万円の増額となっております。当初の予算計上のときから、どういうこれは内容の変化、また今回の増額の理由とか内容についてお伺いをします。お伺いしているのは、一般的にこの12月で職員の給与関係の増とか減とか、それは結構なんですけど、これは少し職員の何というか、金額的に人件費がちょっと大きく見られますのでお尋ねをします。
学校教育課長	お答えします。職員人件費につきましては、正規職員1名の増員により、給料及び職員手当等が増額となったものでございます。特別な支援を必要とする園児、個別の対応を必要とする園児、外国籍の園児の人数が増加しており、今年度新たに特別支援教育コーディネーターを配置し、特別支援教育の充実を図っております。1名の増員は、このコーディネーターの配置によるものでございます。以上でございます。
豊島委員	次、34ページで、9款6項1目の社会教育総務費、こちら人件費が1141万8000円の増額となっております。先ほどの西部幼稚園と同じことですが、当初予算から補正が今回出てきておるわけですが、このときからの変化、そして今回増額の理由についてお伺いをします。
生涯学習課長	お答えします。職員の人件費につきましては、生涯学習課の職員2名の増員に伴い、給料及び職員手当等を増額補正したものでございます。増員のうち1名は文化振興事務と不二竹鼻町屋ギャラリー事務を兼務する係長が1名、もう1名は生涯学習系の主任を増員しました。こちらが増額の理由となっております。以上でございます。
南谷清司委員長	他に質疑ございますか。  (質疑なし)
南谷清司委員長	質疑を終わります。 続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。

南谷清司委員長	<p>(討論なし)</p> <p>討論を終わります。 採決を行います。議第 8 3 号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p>
南谷清司委員長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議題 8 3 号は原案の通り可決することに決しました。 ここで関係者以外の方は退席いただいて結構です。</p>
南谷清司委員長	<p>(関係者以外退席)</p> <p>次に、議第 6 2 号を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
南谷清司委員長	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑を終わります。 続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p>
南谷清司委員長	<p>(討論なし)</p> <p>討論を終わります。 採決を行います。議第 6 2 号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p>
南谷清司委員長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議第 6 2 号は原案の通り可決することに決しました。 次に、議第 6 3 号を議題といたします。 質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
南谷清司委員長	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑を終わります。 続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>

南谷清司委員長	<p>討論を終わります。 採決を行います。議第63号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
南谷清司委員長	<p>ご異議なしと認め、議第63号は原案の通り可決することに決しました。 次に、議第64号を議題といたします。 質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p> <p>(質疑なし)</p>
南谷清司委員長	<p>質疑を終わります。 続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
南谷清司委員長	<p>討論を終わります。 採決を行います。議第64号は原案通り可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
南谷清司委員長	<p>ご異議なしと認め、議第64号は原案の通り可決することに決しました。 次に、議第65号を議題といたします。 質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
豊島委員	<p>議第65号の羽島市個人情報保護審査会条例について、36ページの附則第2条の経過措置について、関連してお聞きいたします。現在の条例のほうで委員もおみえなわけです。この審議中の条例による委員も本則のほうに書いてあります。この委員さんの関連ですけど、同じ方を予定されているのか、また、その選定理由についてお伺いをいたします。</p>
総務課長	<p>お答えします。現在の羽島市個人情報保護審査会の委員は、弁護士2名、税理士1名、大学法学部の准教授1名で構成されており、その人選につきましては、市からの依頼</p>

	<p>に基づき、弁護士会、税理士会及び大学から推薦をいただいた方にご就任をいただいております。今回の条例案に基づく審査会の委員におきましても、概ね現在の委員構成を踏襲し、その人選につきましては、現在と同様に弁護士会等からご推薦いただいた方にご就任をお願いしたいと考えております。以上でございます。</p>
豊島委員	<p>ありがとうございます。次の附則の第3条の準備行為について、施行前の委嘱と書かれておりますが、その理由についてお伺いをします。</p>
総務課長	<p>現在の羽島市個人情報保護条例に基づく審査会の委員の任期が令和5年3月31日に満了し、今回の条例案に基づく委員の任期が令和5年4月1日から始まることとなります。そのため、審査請求があった場合などに審議に支障が出ないように、準備行為といたしまして、施行日前においても委員の委嘱をすることができることとしたものでございます。以上でございます。</p>
南谷清司委員長	<p>他に質疑はございますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
南谷清司委員長	<p>質疑を終わります。</p> <p>続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
南谷清司委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第65号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
南谷清司委員長	<p>ご異議なしと認め、議第65号は原案の通り可決することに決しました。</p> <p>次に、議第66号を議題といたします。</p> <p>質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p> <p>(質疑なし)</p>

南谷清司委員長	<p>質疑を終わります。          続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
南谷清司委員長	<p>討論を終わります。          採決を行います。議第66号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
南谷清司委員長	<p>ご異議なしと認め、議第66号は原案の通り可決することに決しました。          次に、議第67号を議題といたします。          質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
原委員	<p>議案書は60ページになります。議第67号 羽島市職員の定年に関する条例等の一部を改正する条例についてお伺いいたします。役職定年制の導入以降への条例改正とのことですが、市職員の過去3年間の60歳の再任用職員になった人数、割合についてお聞かせください。</p>
職員課長	<p>市職員の過去3年間に再任用職員になった職員数と退職者数に占めるその割合について、消防、病院含む市全体についてお答えします。令和2年度は職員数が2人でおおよそ3割、令和3年度は職員数が7人でおおよそ4割、令和4年度は職員数が10人でおおよそ9割となっております。以上でございます。</p>
原委員	<p>役職定年制を導入することによりまして、市として期待する効果についてお聞かせください。</p>
職員課長	<p>この関係につきましては、定年が65歳まで引き上げられることによって、管理職に一度ついた職員がそのまま在職し続けることとなった場合には、昇任のペースが遅くなり、職員の士気の低下を招くことが危惧されます。このため、役職定年制を導入することによって、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持することを期待しております。以上でございます。</p>
南谷清司委員長	<p>他に質疑はございますか。</p>

南谷清司委員長	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑を終わります。        続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p>
南谷清司委員長	<p>(討論なし)</p> <p>討論を終わります。        採決を行います。議第67号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p>
南谷清司委員長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議第67号は原案の通り可決することに決しました。        次に、議第69号から議第79号の11件を一括議題といたします。        質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
豊島委員長	<p>委員長から一括ということですので、全体を含めてご質問をいたします。議長の方から要請をしていただきました資料等について、理事者側からのご提示、その中で拝見しまして、選定委員ですけど、この委員さんの選定の理由、その中で一つお聞きしたいのは、当然この委員さんは、よくこういうコミセンですね。今回の指定管理となるコミセンについては、おわかり、識見があるという大学の先生とかそういうのはちょっと置いておいても、一般的によくご利用になって知ってみえると、そういうことについて、その委員さんはわかっておられる方なのか、その方々の利用の状況等についてお伺いします。</p>
市民協働課長	<p>お答えいたします。選定委員会の委員の選定につきましては、市民協働部指定管理者選定委員会の選定委員会要綱に基づきまして、学識経験者として岐阜大学地域教学センター助教の方を、ぎふ善意通訳ガイドネットワーク会長の方の2名、当該公の施設について専門的知識を有する方といたしまして、市内で税理士法人を営んでおられます税理士の方1名と、羽島市茶道連盟顧問の方1名、市民代表といたしまして、公募委員の方1名の計5名で構成されております。議員ご質問のコミュニティセンターの業務内容を</p>

	<p>熟知しているかということにつきましては、先ほど申し上げましたように当該公の施設について専門的知識を有する方として2名選定しておりますし、市民代表として公募委員に1名入っていただいております。その方々につきましては市内のコミュニティセンターの業務を理解していただいているというふうに把握しております。以上でございます。</p>
<p>豊島委員</p>	<p>少し疑問を持っておりますけど、次の質問ですが、コミュニティセンターの本来の目的とか位置づけについて、当然ご審議された結果、了とされたわけですけど、この3年間、さらにこれから今、案として出ておるわけですが、これまでのそれぞれについて、継続というか新しく契約するんですけど、いいんじゃないかということですが、これまでの評価、成果がここの選定の委員会でもどのように評価をされたのか、全て合格でした。それも拝見しましたが、評価、公表できる範囲で結構ですが、会議というか、そういう中での意見とか、そういうのがわかれば教えてください。</p>
<p>市民協働課長</p>	<p>お答えいたします。第2回の選定委員会におきまして、委員の方々からいただいた主な意見をご紹介いたしますと、コロナ禍で感染対策を行いながら、各種イベントを工夫し実施していることや、防災活動に力を入れていることなど、各種の取り組みについての評価をいただきました。また、管理、運営面におきましては、電気料金が高騰する中で積極的に節電に取り組んでいただいていることや、SNS及び紙媒体によるお便り等を効果的に活用した情報発信についても評価をいただいております。以上でございます。</p>
<p>豊島委員</p>	<p>同じように3年間ですね、これから委員さん方の、審議によって私も評価というか結論の方は拝見しておりますので、しかしその中で、これまでも同じ、今回も指定管理者が案として出てきておるわけですが、こういうことでいいというか、ご議論、方法論でその審査会の議題とはずれるかもしれませんが、そういうオープンな意見で、この指定管理の、コミセンの指定管理についての何か方針とか考えとかが出ておったならばご紹介いただければと思います。</p>
<p>市民協働課長</p>	<p>お答えいたします。ただいま議員ご質問の内容についま</p>

しては、特に出しておりません。以上でございます。

南谷清司委員長

他に質疑ございますか。

近藤委員

私の方からは質疑ではないんですが、この場で言っているのかあれですが、コミュニティセンターの関係でですね、私の感想ですと、だいぶ地域によって地域差が出てきたような気がいたします。それで、コミセンの前は古い話は出張所ということで、出張所機能とか戸籍とかですね、そういった機能でどうしても地域住民がそこへ寄らなければいけないということで、それから農業センターも兼務しておりましたので、農業の転作作業とかそういうことでコミセンを有効に利用していて、それから確か白木市長のときですか、コミュニティセンターに変わって、それから人事配置もですね、市の行政職職員からそれからOBの方とか、現在では、地域によっては市役所のOBの方じゃなくて全く違う部署から館長さんですか、入ってみえてですね、それがいいとか悪いとかではないですが、貸し館的な機能ですね、コミセンがいろんなことを自主的に考えるというよりも、どちらかという貸し館的なコミセンが多くなってきたかなという印象を受けます。それで、極端なことを言えば、地域の中の好きな人だけが使っているということで、やはり昔のコミュニティセンター、出張所へ行かなければならないという、地域の施設ではなくなりつつあるような気がいたします。そして、ところによってはですね、私桑原で、毛利委員も桑原ですけど、役所がどんな手を使っても人口減少は避けられないと思います。それで5年、10年先になると自治会が崩壊してしまうという状態の人口構成になっていまして、それが桑原とか下中とか上中でも長間、一色以外ですか、それから堀津でも、旧プールの南側、それから小熊の区画整理以外のところとか、足近町もそうですね、そういったところがですね、本当にコミセンがうまく機能するか大変疑問に思いまして、将来的にはですね、コミセンの統廃合というか、統廃合して、そこに羽島市役所までわざわざ行かなければならない手続きをそういったところでやらないと高齢者の方が大変多いものですから、そういった、5年、10年先、これ5年、10年先というのはすぐ来ちゃいますので、ぜひともですね、毎回契約して指定管理という作業されています。これも決して悪いことではないと思いますが、やはり地域事情で地域が崩壊してしまうという状態の中で、ぜひとも地域住民にとって必ず

	<p>利用しなければならないという機能ですね、そういったものができるかどうか私わかりませんが、特に高齢者の方は足がないとか、そういうことがありますので、ぜひとも将来的にですね、5年先、10年先に地域の方が必ず利用しなければならないという施設にですね、そういった方向に持っていただきたいと、これ私の個人的な感想です。感想というか意見といえますか、意見を述べてきます。すみません。ご了承ください。</p>
南谷清司委員長	<p>コミセンの将来のあり方についてという、質疑というか意見というか要望ということですが、担当の方、何かお話になることはありますか。特にないですね。それでは他に質疑はございますでしょうか。</p> <p>(質疑なし)</p>
南谷清司委員長	<p>質疑を終わります。 続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
南谷清司委員長	<p>討論を終わります。採決を行います。議第69号、議第70号、議第71号、議第72号、議第73号、議第74号、議第75号、議第76号、議第77号、議第78号及び議第79号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
南谷清司委員長	<p>ご異議なしと認め、議第69号、議第70号、議第71号、議第72号、議第73号、議第74号、議第75号、議第76号、議第77号、議第78号及び議第79号は、原案の通り可決することに決しました。 次に、議第81号を議題といたします。 質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p> <p>(質疑なし)</p>
南谷清司委員長	<p>質疑を終わります。 続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p>

南谷清司委員長	<p>(討論なし)</p> <p>討論を終わります。 採決を行います。議第 8 1 号は原案の通り可決することにご異議ありませんか。</p>
南谷清司委員長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議第 8 1 号は原案の通り可決することに決しました。 以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。これをもちまして、総務委員会を終了いたします。なお、委員長報告についてはご一任願います。本日はお疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;"><b>【委員会終了=午前 1 0 時 3 0 分】</b></p>